



あいちけんけいさつ 愛知県警察からのお知らせ

DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止

警察には、「夫に殴られた」などという、

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナーからの暴力）に関する相談が多く寄せられています。

理由のいかんにかかわらず、暴力をふるうことは許されません。



- もし身に危険が迫ったときは、ためらうことなく、110番通報してください！
- 配偶者やパートナーからの暴力から逃れるために、早期に安全な場所に避難しましょう。その際には、相手方に避難先を知られないように細心の注意を払ってください！
- 保護命令の申し立て、または、被害の届け出のため診断書、写真等により被害状況の証拠化を図ってください！
（保護命令とは、被害者を守るために裁判所が加害者に対して出す命令です。）

